**平成２５年（フ）第２３２号**
青森県むつ市大字田名部字上道87番地334
債務者　沢田　直幸
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第２４４号**
青森市旭町３丁目14番45号
債務者　五日市玉緒
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６２９号**
東京都品川区北品川１―22―18　ロイヤルガーデン品川312、住民票上の住所名古屋市瑞穂区神前町２丁目24番地の２　Ｃ―ＴＯＰ２Ａ号
債務者　石田　誠治
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２１６１号**
名古屋市守山区天子田３丁目701番地　大森向住宅４棟102号
債務者　太田　和平
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２６号**
松江市宍道町白石3418番地７
債務者　山﨑　伸光（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２７号**
松江市宍道町白石3418番地７
債務者　山﨑　　恵（旧姓高橋・落合）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１４８号**
松江市福原町689番地２
債務者　原　　勝則
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１１５２４号**
東京都足立区綾瀬６丁目21―11　アーバンハイムよし田ＮＯ．２―101
債務者　菊地　洋一
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１７２６号**
東京都目黒区原町１丁目17―２―201
債務者　穴見　昂大
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１７９２号**
東京都足立区西新井本町２丁目30―26―1103
債務者　伊藤美知子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１８７９号**
東京都江東区南砂５丁目24―６―506
債務者　岸川　　瞳
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１９９９号**
東京都大田区大森北５丁目７―24―202
債務者　大里　純子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２１１５号**
東京都板橋区志村２丁目19―20―203　赤嶺ビル
債務者　吉澤　千絵（旧姓田中・近藤）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６０５号**
静岡市駿河区水上17番地の13
債務者　岩科　春奈
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第９２号**
石川県加賀市山代温泉12の17番地１
債務者　蓮井　久美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後３時30分
金沢地方裁判所小松支部

**平成２５年（フ）第５３６０号**
大阪府寝屋川市寿町１番９号
債務者　篠田　通恵
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２０３号**
北海道帯広市依田町40番地１　コーポ優
債務者　植田　誠司
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係